

特記仕様書

業務名： 令和7年度 那覇市盛土規制法に基づく基礎調査業務委託（応急対策の必要性判断・安全性把握調査の優先度評価）

第1条 適用

1. 本仕様書は、那覇市が行う「令和7年度 那覇市盛土規制法に基づく基礎調査業務委託（応急対策の必要性判断・安全性把握調査の優先度評価）」（以下「本業務」という）に適用する。
2. 本業務は、本特記仕様書によるほか、委託契約書、共通仕様書に基づき実施するものとする。
3. 本特記仕様書において、発注者とは那覇市をいい、受注者とは本委託受注者をいう。また、調査職員とは、発注者が指定する本業務の那覇市担当職員をいう。
4. 本業務着手前に本特記仕様書を十分理解し、調査職員と十分打合せを行い、疑義が生じた場合は速やかに調査職員と協議し、その指示を受けなければならない。

第2条 目的

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害を受け、盛土等による災害から国民の生命・財産を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）」が令和5年5月に施行された。

盛土規制法では、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定することや、規制区域内で行われる盛土等を許可の対象にすること等が新たに定められている。

本業務は、盛土規制法第4条に基づく基礎調査を実施するもので、規制区域内において抽出した既存盛土等について、現地確認による応急対策の必要性判断及び安全性把握調査の優先度評価を行い、経過観察等において活用するための基礎調査を行うことを目的とする。

第3条 履行場所

本業務の対象区域は、那覇市全域とする。

第4条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和8年3月25日（水）とする。

第5条 準拠法令等

本業務の実施に当たっては、本特記仕様書、その他業務上必要となる参考図書によるほか、次に掲げる関係法令、規則及び規定に準拠して実施するものとする。なお、業務着手以降に法律、政省令、実施要領等の改訂が行われた場合は、最新の関係法令等に基づき本業務を遂行すること。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）及び同法施行令
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び同法施行令、同法施行規則
- (3) 砂防法（明治30年法律第29号）

- (4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）及び同法施行令、同法施行規則
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）及び同法施行令
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
- (7) 盛土規制法 盛土等防災マニュアル
- (8) 盛土規制法 盛土等防災マニュアルの考え方
- (9) 盛土規制法 基本方針（令和5年5月農林水産省・国土交通省）
- (10) 盛土規制法 宅地造成防災区域指定要領
- (11) 盛土規制法 基礎調査実施要領（既存盛土調査編）（国土交通省）
- (12) 盛土等の安全対策推進ガイドライン（国土交通省）
- (13) 盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省）
- (14) 不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン
- (15) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法施行令、同法施行規則
- (16) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び同法施行令、同法施行規則
- (17) その他関係法令及び関係条例等

第6条 業務内容

本業務の内容は、別紙「令和7年度 那覇市盛土規制法に基づく基礎調査業務委託（応急対策の必要性判断・安全性把握調査の優先度評価）業務内容書」に掲げるものとする。

第7条 個人情報の取扱い

本契約の履行に当たって、発注者の提供する資料等に含まれる個人情報は、全て発注者の保有する個人情報であり、個人情報の保護に関する法律及び発注者が制定している個人情報保護に関する条例に従い、適切に管理しなければならない。

第8条 秘密の保持

1. 受注者は、本契約の締結の事実並びに本契約の諸条件に従った業務の遂行、その他契約上の債務の履行に関して発注者から受領又はその他の方法により知り得た一切の事実情報について、発注者の事前の承諾を得ない限り、第三者に対してその内容を一切公開せず、または開示しないこと。
2. 受注者は業務遂行を通じて知り得た一切の事実または情報を本契約以外の目的に使用しないこと。また、受注者内部の業務関係者以外には開示しないこと。ただし、その事実または情報を既に適法に知っていたか、若しくは公知の事実となったもの、または法令の適用により若しくは官公署、裁判所等の命令、指導、通達等により提出する事実についてはこの限りではない。
3. 受注者が秘密保持義務に違反し、発注者が損害を被った場合、受注者はその損害を補償すること。

第9条 業務計画書等の提出

受注者は契約後、履行期間の着手日に着手届、管理技術者等通知書、契約締結後14日以内に業務計画書及び業務工程表を提出し、発注者の承認を得るものとする。なお、業務計画書の内容に変更が

生じた場合は、発注者に速やかに報告し承諾を受けるものとする。

本業務の実施に当たって、本業務におけるデータはGIS上で作成及び管理するものとし、受発注者相互のデータ送受信や資料作成等もGISデータを必要に応じて利用することを基本とする。

第10条 疑義

1. 受注者は、本業務に関する発注者からの各種問合せに対応すること。
2. 本業務の実施に当たっては、調査員と十分に協議・調整を行うとともに、調査員が業務目的に照らし必要と認め、支持した事項については、その指示に従うこと。
3. 本業務で行った調査員との協議・調整の内容及び指示については、打合せ簿に記録し、相互確認すること。
4. 本業務に関する不明な事項については、全て調査員と協議すること。

第11条 貸与資料

1. 発注者は、業務実施に当たり、以下の資料を受注者に貸与するものとする。
 - (1)公開されている情報
 - (ア) 国土数値情報
 - (イ) 基盤地図情報
 - (ウ) 航空レーザ測量データ
 - (エ) 航空写真データ
 - (オ) 地質図
 - (カ) 行政区域界データ※国土地理院の公開データ
 - (キ) 住宅地図※国土地理院の公開データ
 - (ク) その他必要な資料
 - (2) 発注者が貸与する情報
 - (ア) 既存盛土等のシェープファイルデータ (SHP)
 - (イ) 土砂災害危険個所のシェープファイルデータ (SHP)
 - (ウ) 土砂災害警戒区域等のシェープファイルデータ (SHP)
 - (エ) 過去の災害履歴等資料
 - (オ) その他必要な資料
2. 受注者は、前項以外に業務上必要となる図面及び資料等について、発注者に貸与を求めることができる。発注者は、受注者より請求があつた図面及び資料等は、業務上必要と認められる場合には貸与することができる。
3. 受注者は、善良な管理者の注意をもって、発注者から貸与を受けた資料を取り扱わなければならない。万一、紛失又は損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において代品を納め又は現状に復し返還し、若しくはこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
4. 受注者は、履行完了までに発注者へ資料を返還しなければならない。

第12条 関係官公署等への手続き、折衝

本業務遂行のための関係官公署若しくは関係者への手続き又はこれらとの折衝が必要な場合は、

発注者と受注者が協議のうえ、受注者の責任において速やかに処理し、発注者にその写し等を提出するものとする。

第13条 適正な技術者及び要員の選任・配置

受注者は本業務を遂行するにあたって、発注者の意図及び目的を十分理解したうえで経験のある技術者を定め、かつ、適切な人員を配置し、正確丁寧に行わなければならない。配置する技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前に3ヶ月以上の継続した雇用関係）にある以下の要件を満たす者とし、管理技術者と照査技術者は兼任できないものとする。

1. 管理技術者

(1) 受注者は、本業務を管理するにあたって、必要な法制度を理解し技術に精通した管理技術者を選任し、業務全般にわたる適切な技術管理を行うものとする。

(2) 管理技術者は、本業務を管理するために必要な能力として、同種・類似業務の実績を有し、次のいずれかの資格を有する者とする。

なお、「同種業務」とは、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務の既存盛土調査（応急対策の必要判断・安全性把握の優先度調査を含む）とし、「類似業務」とは、大規模盛土造成地の変動予測調査業務（第2次スクリーニング計画）をいう。

イ) 技術士：建設部門「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「土質及び基礎」又は応用理学部門「地質」

ロ) R C C M：「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「土質及び基礎」又は「地質」

(3) 受注者は、選任した管理技術者の資格証の写し及び社員であることを証する書類を提出するものとする。

2. 照査技術者

受注者は、本業務の照査技術者として、管理技術者と同等以上の者を選任し、業務の各段階および成果品において、適切な照査を行わせるものとする。

第14条 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本業務終了後、成果品に瑕疵が発見された場合は、速やかに発注者の指示に基づき、訂正しなければならない。これに要する費用は、受注者の負担とする。

第15条 成果品の帰属

1. 本業務において作成され、既に他の所有権等を有するものを除く一切の図書類、電子情報等及びそれらの著作権は、発注者に帰属する。
2. 受注者は、本業務終了後を含め、業務の成果等を発注者の承認を受けないで、自らが使用、他の者に公表、貸与及び仕様させてはならない。

第16条 支払方法

本業務に関する委託料の支払いは、検査完了後払いとする。ただし、前金払については、契約約款第34条に基づき支払うことができるものとする。

第17条 暴力団等による不当介入の排除対策

1. 受注者は、当該業務を遂行するにあたって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
2. 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに担当職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
3. 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに担当職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
4. 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに担当職員と工程に関する協議を行うこと。

第18条 那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策

1. 受注者は、本業務を履行するに当たって「那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
2. 受注者は、暴力団密接関係者を市発注委託業務等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を建築指導課へ提出しなければならない。
3. 受注者は、当該業務委託契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
4. 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
5. 受注者はその旨、全ての当該委託業務関連者に周知しなければならない。

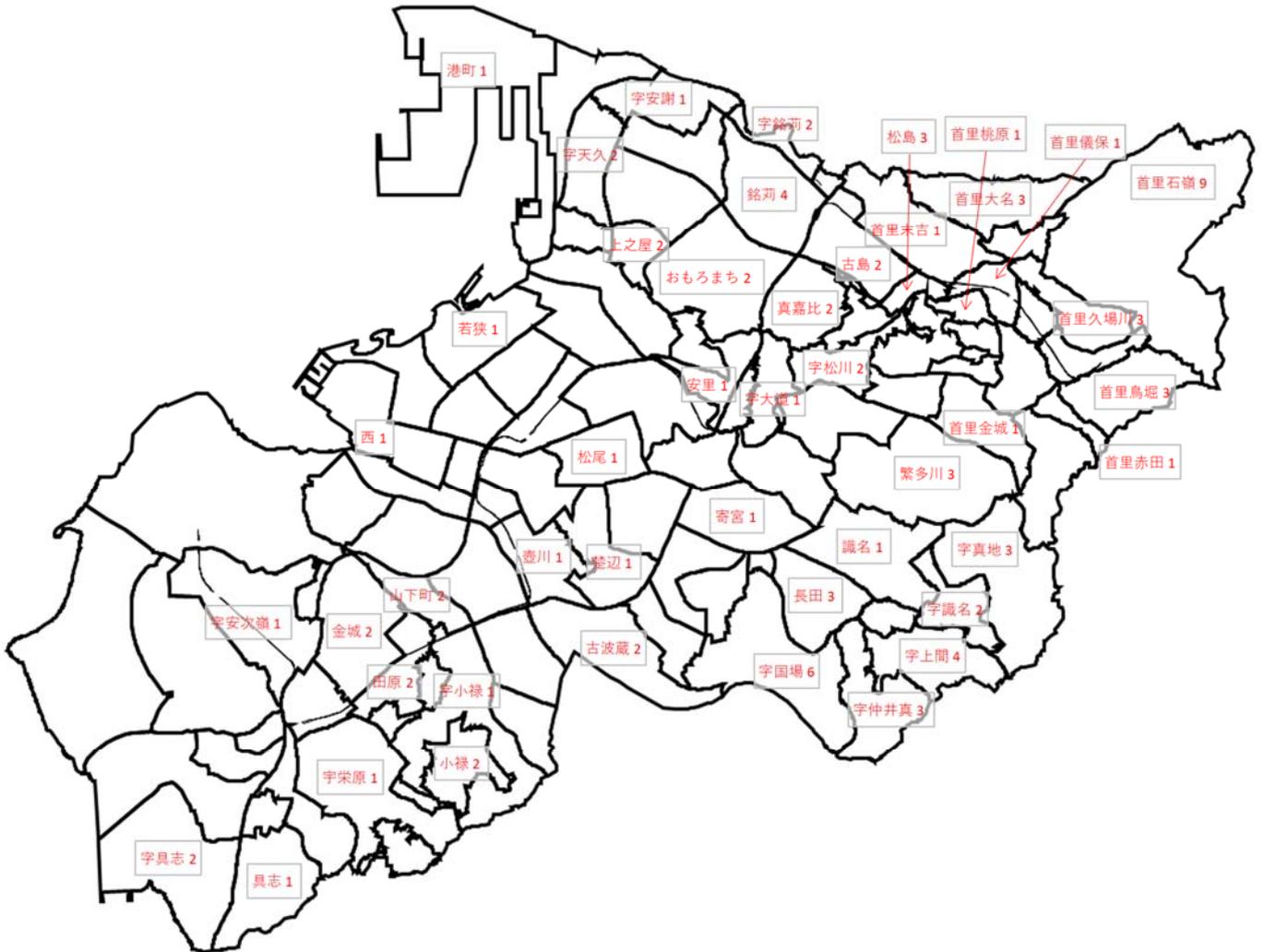
第19条（その他）

受注者は、本業務完了後であっても本市より説明を求められた場合は、速やかに担当者を派遣し説明を行うものとする。また、会計検査実施時についても立ち合い、説明等の協力を行うものとする。

位置図

業務名： 令和7年度那覇市盛土規制法に基づく基礎調査業務委託
(応急対策の必要性判断・安全性把握調査の優先度評価)

履行場所： 那覇市全域



令和7年度那覇市盛土規制法に基づく基礎調査業務委託 (応急対策の必要性判断・安全性把握調査の優先度評価)

業務内容書

1. 計画準備

本業務の目的、内容を把握し、仕様に則した最適な作業を円滑に進めるとともに、工程及び所定の品質を確保するために必要な資料及び機材、技術者配置や工程を計画し、工程については円滑な業務管理を行うための手法を提示する。

業務計画書には、以下の事項を記載し、発注者の了承を得るものとする。

- ・業務概要
- ・実施方針
- ・業務工程表
- ・組織体制
- ・打合せ計画
- ・成果品の内容
- ・使用する主な図書及び基準
- ・連絡体制
- ・技術者一覧及び経歴
- ・照査計画
- ・その他必要な事項

2. 資料収集整理

受注者は、特記仕様書第11条に掲げる資料を発注者から貸与もしくは公開されている情報を収集し、本業務で有効活用するため、適切に整理するものとする。なお、発注者から提供される個人情報が含まれる資料に関しては、本業務に必要な事項を精査し、発注者と協議するものとする。協議後、協議結果にしたがって発注者は貸与するデータの必要事項のみを受注者に貸与するものとする。

3. 応急対策の必要性判断

既存盛土等分布調査で抽出された盛土等について、公道からの現地確認等により、応急対策の必要性を判断する。なお、既に崩壊が発生し又は崩壊し始めている場合は、応急対策が必要な盛土等と判断し、応急対策の実施対象とする。

4. 安全性把握調査の優先度評価

安全性把握調査の優先度評価では、法令許可等の状況や、盛土等のタイプに応じた保全対象との離隔、現地調査による盛土等の状況に踏まえ、把握された既存盛土等について、安全性把握調査が必要なもの、経過観察を行うもの、当面の間対応が不要なものに分類する。安全性把握調査の優先度評価は、開発許可等の参考資料、航空レーザ測量データを用いた標高断面図や傾斜量図、原地盤の傾斜方向を表した空間データと現地確認時の写真を組み合わせて、一律の基準で実施することとする。

5. 既存盛土等カルテ及び一覧表の作成

応急対策の必要性判断と安全性把握調査の優先度評価を実施した箇所について、既存盛土等カルテ及び安全性把握調査の優先度評価結果の一覧表を作成する。既存盛土等カルテは、調査に使用した空間データや既存資料の精度に合わせて、必要に応じガイドラインの参考様式を再構成してわかりやすくとりまとめることとする。なお、当該資料は今後の評価、検討資料として、調査

結果をわかりやすく記録することが求められるため、造成の変遷を航空写真や造成前後の標高差分図、盛土、切土や地山の微地形をわかりやすく表現した赤色立体地図等を加えて作成することとする。

6. 総合検討

安全性把握調査の優先度評価結果をもとに、分類された安全性把握調査が必要なもの、経過観察を行うもの、当面の間対応が不要なものについて、今後の調査方針や留意点等を検討するとともに、那覇市の盛土規制法に対する今後の盛土の管理方法を検討して提案する。

7. 報告書作成

受注者は、本業務内容を取りまとめた報告書及びその概要版を作成すること。

8. 照査

業務の主要な区切り及び成果品の納入前に照査を行うものとする。

9. 打合せ協議

本業務の実施期間中において、受注者は発注者と綿密な連携を保って作業を遂行するため、少なくとも①業務着手時、②中間打合せ時（1回）、③業務完了時の3回程度行うものとする。

また、業務計画書に基づき管理技術者が立合いのうえ打合せ協議を実施し、協議において決定した事項は、打合せ協議簿を作成すること。

10. 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。

① 報告書	3部
② 既存盛土等カルテ	3部
③ 既存盛土等一覧表	1式
④ 収集した資料等（協議により決定したもの）	1式
⑤ 報告書、収集した資料等の電子データ（電子媒体）	3部
⑥ その他必要に応じて発注者が指示し、受注者が承諾したもの	1式

※ 電子媒体については、電子納品要領に基づいて作成した電子データをHDDやDVD等により提出するものとする。要領等で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、容量の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定するものとする。

